

三重県防災対策推進条例改正案について

令和 2 年 1 月 3 0 日
防災企画・地域支援課

1 これまでの経緯

三重県防災対策推進条例について、制定後 10 年間の状況や今後の方向性を反映させるため、昨年 9 月に基本的な考え方を、12 月に中間案をお示ししました。

12 月から本年 1 月までに中間案に対するパブリックコメントや市町、防災関係機関への意見照会を行い、三重県防災会議の専門部会である防災・減災対策検討会議での議論をふまえ、条例の改正案を取りまとめました。

2 改正案概要について

改正の主な概要は、別紙 1 のとおりです。

3 パブリックコメント及び市町・防災関係機関からの主な意見について

- ① 実施期間 令和元年 12 月 13 日（金）～令和 2 年 1 月 14 日（火）まで
- ② パブリックコメントで 42 件、市町・防災関係機関の 3 機関から意見があり、主に条文の文章表現に関する意見であるため、関係条文の修正等を行いました。

4 三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」における主な意見について

- ①避難所の対策として市町と県の行動は規定されているが、住民にも必要ではないか。

住民主体の避難所の運営が望ましいため、第三章災害応急対策において、自主防災組織の責務として第六十五条に「避難所の運営」を追加します。

- ②生活再建等の際に取り残される社会的弱者への支援が必要となるため、県民一人ひとりの生活再建を企図した視点が必要ではないか。

復興において、社会的弱者を含め県民が生活再建を果たす必要があることから、第八十四条第 3 項を「県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興方針及び復興計画の定めるとことにより、県民の生活再建を含めた復興対策を実施しなければならない」と修正します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 2 月	防災対策推進条例改正議案の提出
3 月	県議会防災県土整備企業常任委員会 条例改正案説明 防災会議で報告
4 月～	条例改正内容の周知・普及、条例関連事業の推進